

滋賀農業公園 ブルーメの丘 町民の入園料の 変更について

滋賀農業公園ブルーメの丘の日野町民の入園料が次のとおり変更となりますので、お知らせします。
※変更後の入園料により入園する場合、入園時に身分証明書等、町民であることが証明できるものを提示する必要があります。

町民の入園料

| 対象 | 現在 | 令和8年 4月～ |
|-----------------|------|-------------|
| おとな (中学生以上) | 無料 ⇒ | 500円 |
| 子ども (4歳～小学生) | 無料 ⇒ | 200円 |
| 幼児 (3歳以下) | 無料 ⇒ | 無料 |

◆問い合わせ先
滋賀農業公園ブルーメの丘
☎ 0748-52-2611

4月1日からの指定管理者が 決まりました

町では、4月からの指定管理者を更新する5施設について、12月議会での可決を経て指定管理者の指定をしたのでお知らせします。

指定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日

| 施設名 | 指定管理者 | 担当課 問い合わせ先 |
|-------------------------------|----------------------|--|
| 日野町 勤労福祉会館 | 社会福祉法人 日野町社会福祉協議会 | 福祉保健課 ☎0748- 52-6524 |
| 日野町町民会館 わたむきホール虹 | 公益財団法人 日野町文化振興事業団 | 教育委員会事務局 生涯学習課 ☎0748- 52-6566 |
| 日野町農業 構造改善事業施設 (滋賀農業公園) | 株式会社 ワールドインテック | 農林課 ☎0748- 52-6563 |
| 日野町 林業センター | 滋賀県森林組合 | |
| 日野町森林空間 活用施設 | 熊野企業組合 | |

◆問い合わせ先 総務課 財政担当 ☎ 0748-52-6500



▲整備されたエアコン(奥師自治会)



▲整備されたカラー複合機
(大字猫田区)

◆問い合わせ先
企画振興課 企画人権担当
☎ 0748-52-6552

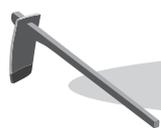
奥師自治会、大字猫田区では、コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の交付決定を受け、地域住民のさまざまな活動や交流の場を整えるため、エアコン等のコミュニティ備品(奥師自治会)・カラー複合機等コミュニティ備品(大字猫田区)を整備されました。

この事業は、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するとともに、宝くじの普及広報を目的として、一般財団法人自治総合センターが実施しているものです。

この整備によって、地域のみなさんがより集いやすくなり、一層のコミュニティ活動の充実が期待されます。



奥師自治会、大字猫田区が
”コミュニティ助成事業“
を活用されました



農地の賃借料情報



令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃借料(10aあたり)の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|---------|--------|---------|------|------|
| 日野町(水田) | 1,800円 | 10,000円 | 600円 | 28件 |

※ 使用貸借(無償貸借)契約(176件)は除いています。

※ 各金額は、算出結果の100円未満の端数を四捨五入したものとなります(次表において同じ)。

(参考)使用貸借(無償貸借)契約を含んだ場合

| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|---------|------|---------|-----|------|
| 日野町(水田) | 200円 | 10,000円 | 0円 | 204件 |

農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地および採草放牧地の権利移動および転用行為を行う場合は、農地法に基づく許可申請が必要です。許可基準や申請書類は、権利移動や転用行為の内容によって異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や、許可された内容どおりに農地を転用していない場合は農地法違反となり、懲役または罰金が科される場合があります。

●申請書類の受付 毎月20日締め

(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例: 令和8年2月20日(金)申請 → 3月 総会審議
令和8年3月19日(木)申請 → 4月 総会審議
令和8年3月23日(月)申請 → 5月 総会審議

※添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受け、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。

●総会日程

毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)

ただし都合により変更になる場合があります。

農地の賃借について

令和7年3月までは、法律に基づく農地の貸し借りは、農地法または農業経営基盤強化促進法等に基づく貸借関係により行っていましたが、令和7年4月からは、原則として農地バンクを経由した「農用地利用集積等促進計画」(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく)による貸し借りに一本化されました。

(農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは引き続き可能です)

農地バンクの活用には、賃料が農地バンクから確実に振り込まれる等のメリットがあり、また法律に基づかない農地の貸し借りは法律で耕作権が保障されず不安定な契約になるため、今後農地を貸し借りされる際はぜひ農地バンクの活用もご検討をお願いします。

詳細はお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にお声かけください。

農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります(農地法第3条の3第1項)。

相続等による農地の権利移動を農業委員会が把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。

◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局(農林課内) ☎ 0748-52-6563 E-mail nourin@town.shiga-hino.lg.jp